

四 半 期 報 告 書

(第134期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

株式会社住友倉庫

(E04285)

- 1 本書は金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に基づく四半期報告書を、同法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成 23 年 2 月 10 日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものである。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでいる。

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
(1) 【株式の総数等】	9
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	14
(4) 【ライツプランの内容】	14
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	15
(6) 【大株主の状況】	15
(7) 【議決権の状況】	15
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
(1) 【四半期連結貸借対照表】	18
(2) 【四半期連結損益計算書】	20
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	24
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第134期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

【会社名】 株式会社 住友倉庫

【英訳名】 The Sumitomo Warehouse Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 社長 安部 正一

【本店の所在の場所】 大阪市西区川口二丁目1番5号

【電話番号】 大阪06（6581）1183（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部主計課長 星野 公彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川二丁目27番1号

【電話番号】 東京03（3297）2512（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部東京経理課長 野呂 健一

【縦覧に供する場所】 株式会社 住友倉庫神戸支店
（神戸市中央区江戸町85番地1）
株式会社 住友倉庫東京支店
（東京都港区芝大門二丁目5番5号）
株式会社 住友倉庫横浜支店
（横浜市中区山下町22番地）
株式会社 住友倉庫名古屋支店
（名古屋市東区東桜一丁目9番29号）
株式会社 東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社 大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第133期 第3四半期 連結累計期間	第134期 第3四半期 連結累計期間	第133期 第3四半期 連結会計期間	第134期 第3四半期 連結会計期間	第133期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益（百万円）	89,893	98,493	31,121	33,434	121,619
経常利益（百万円）	6,190	8,438	2,565	2,958	8,433
四半期（当期）純利益（百万円）	3,131	4,028	1,257	740	3,068
純資産額（百万円）	—	—	111,324	114,747	114,377
総資産額（百万円）	—	—	230,508	231,498	235,986
1株当たり純資産額（円）	—	—	600.02	617.60	616.54
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	17.56	22.58	7.05	4.15	17.20
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	22.58	—	4.15	—
自己資本比率（%）	—	—	46.4	47.6	46.6
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	11,136	7,030	—	—	14,523
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△14,082	△2,210	—	—	△17,115
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,414	△2,537	—	—	△1,682
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	10,315	12,536	10,484
従業員数（人）	—	—	3,696	3,665	3,672

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 上記の営業収益には、消費税等は含まれていない。

3. 第133期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,665	[593]
---------	-------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	698
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員である。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社及び連結子会社の当第3四半期連結会計期間におけるセグメントごとの営業収益内訳及び主要業務の取扱高等を示すと、次のとおりである。

(1) セグメントごとの営業収益内訳

内訳	前第3四半期 連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比増減	
			増減額	比率%
物流事業	—	30,941百万円	—	—
（倉庫収入）	—	(5,351)	—	—
（港湾運送収入）	—	(9,334)	—	—
（国際輸送収入）	—	(6,622)	—	—
（陸上運送ほか収入）	—	(9,633)	—	—
不動産事業	—	2,604	—	—
（不動産事業収入）	—	(2,604)	—	—
計	—	33,546	—	—
セグメント間内部営業収益	—	△111	—	—
純営業収益	—	33,434	—	—

(2) セグメントごとの主要業務の取扱高等

① 物流事業

（イ）倉庫業

1）保管用面積

内訳	前第3四半期連結会計期間 (平成21年12月31現在)	当第3四半期連結会計期間 (平成22年12月31現在)
所有庫	—	773,456㎡
借庫	—	299,500
計	—	1,072,956
貸庫	—	492,359
差引実際保管用面積	—	580,597

2）入庫高及び保管残高

区分		前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
入庫高		—	588千トン
出庫高		—	612
保管残高	期末	—	398
	期中平均	—	408

3) 貨物回転率（月平均）

区分	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
数量	—	50.0%

(注) 貨物回転率 = $\frac{\text{出庫高（月平均）}}{\text{平均保管残高}} \times 100$

(ロ) 港湾運送業
事業別取扱数量

区分	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
沿岸荷役	—	869千トン
一般荷捌	—	2,440
コンテナ荷捌	—	10,925
船内荷役	—	205

(ハ) 国際輸送業
取扱数量

区分	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
国際輸送	—	2,945千トン

② 不動産事業
不動産賃貸面積

区分	前第3四半期連結会計期間 (平成21年12月31日現在)	当第3四半期連結会計期間 (平成22年12月31日現在)
賃貸ビル	—	244,587㎡

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結又は決定した経営上の重要な契約等はない。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益が改善するなど、一部に持ち直しに向けた動きがみられるが、海外経済の下振懸念や円高の進行など、依然として厳しい状況で推移した。

このような情勢のもとで、当社グループは、東南アジアを中心とした国際輸送や港湾運送の取扱拡大に努めたほか、サウジアラビアにおける石化製品に係る現地物流及びその国際輸送に注力するなど、事業活動の強化を図ってきた。

この結果、当第3四半期連結会計期間は、不動産事業は一部テナントの退去や入替え等により賃料収入の減少等があったものの、物流事業においては国際輸送や港湾運送を中心に貨物の取扱いが回復したほか、前連結会計年度に稼働した配送センターが寄与したことなどから、営業収益は334億3千4百万円と前年同期比7.4%の増収となった。営業利益は増収効果に加えて減価償却費等の減少もあり、前年同期比11.9%増益の25億5千万円、経常利益は受取配当金の増加等により29億5千8百万円と前年同期比15.3%の増益となった。四半期純利益は、受取補償金等の特別利益の計上があったが、減損損失等の特別損失の計上もあり、7億4千万円と前年同期比41.1%の減益となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

①物流事業

倉庫収入は、倉庫保管残高は概ね前年同期を下回って推移したものの、連結子会社において前連結会計年度に稼働した配送センターが寄与したことから、53億5千1百万円となった。港湾運送収入は、コンテナ荷捌は前連結会計年度に取扱いを開始した新規航路が寄与したほか、既存航路の取扱いも順調であり、一般荷捌も輸出貨物、輸入貨物とも復調したことから、93億3千4百万円となった。国際輸送収入は、一貫輸送は中国、東南アジア、欧州を中心とした取扱増加により増収となり、航空貨物の運賃も回復したほか、海外子会社における貨物取扱いも概ね堅調であったことから、66億2千2百万円となった。陸上運送ほか収入は、前連結会計年度に稼働した配送センターが寄与したことなどから陸上運送収入が増収となり、96億3千3百万円となった。

以上の結果、物流事業全体の営業収益は309億4千1百万円となり、営業収益の増加に加え、減価償却費等も減少したことから、営業利益は19億5百万円となった。

②不動産事業

一部テナントの退去や入替え等があったが、不動産販売が前年同期に比べ増加したことから、不動産事業全体の営業収益は26億4百万円、営業利益は15億1千1百万円となった。

(注) 1. 上記のセグメントの営業収益には、セグメント間の内部営業収益1億1千1百万円を含んでいる。

2. 上記のセグメントの営業利益は、各セグメントに配賦していない全社費用等8億6千6百万円控除前の利益である。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末の財政状態について、資産合計は、減価償却や減損損失計上により「有形固定資産」及び「無形固定資産」が減少したほか、株式相場下落等により「投資有価証券」が減少し、前連結会計年度比1.9%減の2,314億9千8百万円となった。また、負債合計は、法人税等の支払に伴う「未払法人税等」の減少やその他有価証券評価差額に係る「繰延税金負債」の減少等により、前連結会計年度比4.0%減の1,167億5千万円となった。純資産合計は、「その他有価証券評価差額金」の減少があったが、四半期純利益の計上に伴う「利益剰余金」の増加等により、前連結会計年度比0.3%増の1,147億4千7百万円となった。

(3) キャッシュ・フローの状況

①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益及び減価償却による資金の留保等により25億8千2百万円の増加となり、法人税等の支払額の増加により前年同期（27億5千6百万円の増加）に対して1億7千3百万円の減少となった。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得や定期預金の預入による支出等により7億5千4百万円の減少となり、定期預金の払戻による収入が増加したことにより、前年同期（43億4千4百万円の減少）に対して35億9千万円の増加となった。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払による支出等により8億1千2百万円の減少となり、長期借入による収入が減少したことにより、前年同期（2億4千万円の減少）に対して5億7千2百万円の減少となった。

当第3四半期連結会計期間の連結キャッシュ・フローは、以上の結果に現金及び現金同等物に係る換算差額を加えた結果、9億5千2百万円の増加となり、現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末の残高は、125億3千6百万円となった。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社及び連結子会社が対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はない。

(5) 研究開発活動

該当事項はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。

また、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりである。

会社名	事業所名	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
㈱住友倉庫	東京支店	物流事業	倉庫建物 (埼玉県羽生市)	3,974	152	自己資金及び 借入金	平23年2月	平24年1月	4階建 24,300㎡

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	395,872,000
計	395,872,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	195,936,231	195,936,231	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数1,000株
計	195,936,231	195,936,231	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行している。

2006年度ストックオプション新株予約権（平成19年3月1日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	125,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき986
新株予約権の行使期間	平成21年2月14日～平成29年2月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 986 資本組入額 493（注）1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約 権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される
資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分
割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限
る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生
の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、
それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象
会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消

滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2007年度ストックオプション新株予約権（平成19年12月17日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	125,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき618
新株予約権の行使期間	平成21年11月30日～平成29年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 618 資本組入額 309（注）1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2008年度ストックオプション新株予約権（平成20年9月16日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき434
新株予約権の行使期間	平成22年8月30日～平成30年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 434 資本組入額 217(注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
 下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2010年度ストックオプション新株予約権（平成22年11月22日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	140,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき419
新株予約権の行使期間	平成24年11月6日～平成32年11月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 419 資本組入額 210（注）1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

下記（注）3. の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	195,936,231	—	21,822	—	18,655

(6) 【大株主の状況】

1. フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアール エルエルシー (FMR LLC) から平成22年12月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成22年11月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けたが、当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができない。なお、その大量保有報告書(変更報告書)に基づく、所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	7,565	3.86
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	82 DEVONSHIRE STREET, BOSTON, MASSACHUSETTS 02109, USA	1,000	0.51
計	—	8,565	4.37

2. 平成22年12月31日現在、次のとおり自己株式を所有している。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社住友倉庫	大阪市西区川口二丁目1番5号	17,542	8.95

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 17,554,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 177,677,000	177,677	同上
単元未満株式	普通株式 705,231	—	—
発行済株式総数	195,936,231	—	—
総株主の議決権	—	177,677	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権5個)含まれている。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、住和港運株式会社所有の相互保有株式200株及び当社所有の自己株式500株が含まれている。

②【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社住友倉庫	大阪市西区川口 二丁目1番5号	17,533,000	—	17,533,000	8.95
住和港運株式会社	大阪市西区安治川 二丁目1番11号	21,000	—	21,000	0.01
計	—	17,554,000	—	17,554,000	8.96

(注) 当社は、平成22年12月31日現在で自己株式17,542,166株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.95%)を所有している。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	450	476	446	430	432	430	440	432	438
最低(円)	405	401	408	400	401	399	402	409	422

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、この四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はない。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,471	23,569
受取手形及び営業未収入金	17,238	16,749
有価証券	4	4
販売用不動産	114	185
仕掛品	19	27
繰延税金資産	775	1,093
その他	3,163	3,089
貸倒引当金	△104	△95
流動資産合計	48,681	44,623
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 60,474	※1 63,513
機械装置及び運搬具（純額）	※1 3,475	※1 3,860
工具、器具及び備品（純額）	※1 659	※1 760
土地	46,224	46,222
建設仮勘定	348	400
その他（純額）	※1 60	※1 66
有形固定資産合計	111,243	114,825
無形固定資産		
のれん	612	687
借地権	4,342	6,173
ソフトウェア	1,915	2,152
その他	351	429
無形固定資産合計	7,222	9,443
投資その他の資産		
投資有価証券	56,570	58,899
長期貸付金	615	947
繰延税金資産	504	481
その他	7,098	7,248
貸倒引当金	△438	△483
投資その他の資産合計	64,350	67,093
固定資産合計	182,816	191,362
資産合計	231,498	235,986

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	9,319	9,330
短期借入金	10,112	10,126
未払法人税等	1,222	3,098
賞与引当金	919	1,438
その他	4,984	5,342
流動負債合計	26,557	29,337
固定負債		
長期借入金	59,411	60,124
繰延税金負債	14,159	15,162
退職給付引当金	3,319	3,590
役員退職慰労引当金	83	114
長期預り金	12,370	12,440
その他	848	839
固定負債合計	90,192	92,271
負債合計	116,750	121,609
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,822	21,822
資本剰余金	19,177	19,177
利益剰余金	65,506	63,261
自己株式	△9,129	△9,124
株主資本合計	97,377	95,136
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,516	16,098
繰延ヘッジ損益	8	2
為替換算調整勘定	△1,730	△1,250
評価・換算差額等合計	12,793	14,851
新株予約権	79	64
少数株主持分	4,498	4,324
純資産合計	114,747	114,377
負債純資産合計	231,498	235,986

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業収益		
倉庫収入	14,009	15,863
港湾運送収入	24,666	27,700
国際輸送収入	16,522	19,156
陸上運送収入	18,754	19,837
物流施設賃貸収入	4,050	3,831
不動産賃貸収入	7,421	7,329
その他	4,468	4,775
営業収益合計	89,893	98,493
営業原価		
作業諸費	50,175	56,703
人件費	12,231	12,404
賃借料	5,577	5,746
租税公課	1,501	1,404
減価償却費	4,436	4,189
その他	4,696	5,112
営業原価合計	78,618	85,561
営業総利益	11,275	12,932
販売費及び一般管理費		
給料手当及び福利費	3,047	3,107
賞与引当金繰入額	175	165
退職給付費用	201	177
のれん償却額	245	74
その他	1,959	1,923
販売費及び一般管理費合計	5,629	5,448
営業利益	5,645	7,484
営業外収益		
受取利息及び配当金	906	1,161
持分法による投資利益	186	358
その他	229	161
営業外収益合計	1,322	1,681
営業外費用		
支払利息	660	599
その他	116	128
営業外費用合計	776	727
経常利益	6,190	8,438

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	—	152
受取補償金	※ —	※ 461
特別利益合計	—	614
特別損失		
固定資産除却損	105	66
投資有価証券評価損	234	42
減損損失	—	1,431
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	32
貸倒引当金繰入額	266	—
特別退職金	38	—
特別損失合計	645	1,571
税金等調整前四半期純利益	5,545	7,481
法人税、住民税及び事業税	2,595	2,853
法人税等調整額	△350	354
法人税等合計	2,244	3,208
少数株主損益調整前四半期純利益	—	4,273
少数株主利益	168	244
四半期純利益	3,131	4,028

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
営業収益		
倉庫収入	4,787	5,351
港湾運送収入	8,914	9,334
国際輸送収入	5,639	6,622
陸上運送収入	6,467	6,857
物流施設賃貸収入	1,344	1,233
不動産賃貸収入	2,504	2,444
その他	1,464	1,591
営業収益合計	31,121	33,434
営業原価		
作業諸費	17,538	19,414
人件費	4,185	4,124
賃借料	1,774	1,906
租税公課	480	489
減価償却費	1,508	1,423
その他	1,529	1,698
営業原価合計	27,017	29,057
営業総利益	4,104	4,377
販売費及び一般管理費		
給料手当及び福利費	834	938
賞与引当金繰入額	175	165
退職給付費用	69	62
のれん償却額	81	24
その他	663	635
販売費及び一般管理費合計	1,825	1,826
営業利益	2,279	2,550
営業外収益		
受取利息及び配当金	370	506
持分法による投資利益	85	81
その他	61	38
営業外収益合計	517	625
営業外費用		
支払利息	215	194
その他	15	23
営業外費用合計	230	218
経常利益	2,565	2,958

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	—	54
投資有価証券評価損戻入益	—	120
受取補償金	※ —	※ 461
特別利益合計	—	636
特別損失		
固定資産除却損	33	16
投資有価証券評価損	35	6
減損損失	—	1,431
貸倒引当金繰入額	266	—
特別退職金	38	—
特別損失合計	374	1,453
税金等調整前四半期純利益	2,191	2,141
法人税、住民税及び事業税	832	1,166
法人税等調整額	24	151
法人税等合計	856	1,317
少数株主損益調整前四半期純利益	—	823
少数株主利益	77	82
四半期純利益	1,257	740

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,545	7,481
減価償却費	4,919	4,687
減損損失	—	1,431
のれん償却額	245	74
引当金の増減額 (△は減少)	151	△827
受取利息及び受取配当金	△906	△1,161
支払利息	660	599
持分法による投資損益 (△は益)	△186	△358
有形固定資産売却損益 (△は益)	—	△84
有形固定資産除却損	105	66
投資有価証券評価損益 (△は益)	234	42
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,765	△575
仕入債務の増減額 (△は減少)	533	31
その他	1,007	△4
小計	10,544	11,402
利息及び配当金の受取額	914	1,175
利息の支払額	△814	△725
法人税等の支払額	△708	△4,821
法人税等の還付額	1,200	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,136	7,030
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△13,462	△17,033
定期預金の払戻による収入	4,340	15,159
有形固定資産の取得による支出	△976	△1,109
有形固定資産の売却による収入	37	118
無形固定資産の取得による支出	△345	△270
無形固定資産の売却による収入	—	418
投資有価証券の取得による支出	△3,168	△34
貸付けによる支出	△96	△88
貸付金の回収による収入	112	500
その他	△523	130
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,082	△2,210
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	10,045	7,849
短期借入金の返済による支出	△9,953	△7,416
長期借入れによる収入	2,288	450
長期借入金の返済による支出	△1,979	△1,610
配当金の支払額	△1,727	△1,734
その他	△88	△75
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,414	△2,537
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	△230
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,354	2,051
現金及び現金同等物の期首残高	14,669	10,484
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 10,315	※ 12,536

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。 これにより、当第3四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は32百万円減少している。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は32百万円である。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示している。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示している。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと見込まれるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
税金費用の計算	一部の連結子会社においては、税金費用の計算にあたり、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算し、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は124,252百万円である。</p> <p>2 保証債務 当社及び連結子会社は、下記会社等の銀行からの借入金に対し債務保証を行っている。</p> <table border="0"> <tr> <td>夢洲コンテナターミナル(株)</td> <td>1,233百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)ワールド流通センター</td> <td>730百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)神戸港国際流通センター</td> <td>620百万円</td> </tr> <tr> <td>横浜シャーシターミナル協同組合</td> <td>562百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター(株)</td> <td>146百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪港総合流通センター(株)</td> <td>105百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,398百万円</td> </tr> </table> <p>このほかに従業員の住宅資金銀行借入に対し、総額311百万円の保証を行っている。</p>	夢洲コンテナターミナル(株)	1,233百万円	(株)ワールド流通センター	730百万円	(株)神戸港国際流通センター	620百万円	横浜シャーシターミナル協同組合	562百万円	青海流通センター(株)	146百万円	大阪港総合流通センター(株)	105百万円	計	3,398百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は120,613百万円である。</p> <p>2 保証債務 当社及び連結子会社は、下記会社等の銀行からの借入金に対し債務保証を行っている。</p> <table border="0"> <tr> <td>夢洲コンテナターミナル(株)</td> <td>998百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)ワールド流通センター</td> <td>812百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)神戸港国際流通センター</td> <td>661百万円</td> </tr> <tr> <td>横浜シャーシターミナル協同組合</td> <td>574百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター(株)</td> <td>155百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪港総合流通センター(株)</td> <td>120百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,323百万円</td> </tr> </table> <p>このほかに従業員の住宅資金銀行借入に対し、総額368百万円の保証を行っている。</p>	夢洲コンテナターミナル(株)	998百万円	(株)ワールド流通センター	812百万円	(株)神戸港国際流通センター	661百万円	横浜シャーシターミナル協同組合	574百万円	青海流通センター(株)	155百万円	大阪港総合流通センター(株)	120百万円	計	3,323百万円
夢洲コンテナターミナル(株)	1,233百万円																												
(株)ワールド流通センター	730百万円																												
(株)神戸港国際流通センター	620百万円																												
横浜シャーシターミナル協同組合	562百万円																												
青海流通センター(株)	146百万円																												
大阪港総合流通センター(株)	105百万円																												
計	3,398百万円																												
夢洲コンテナターミナル(株)	998百万円																												
(株)ワールド流通センター	812百万円																												
(株)神戸港国際流通センター	661百万円																												
横浜シャーシターミナル協同組合	574百万円																												
青海流通センター(株)	155百万円																												
大阪港総合流通センター(株)	120百万円																												
計	3,323百万円																												

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
※	※不動産賃貸施設解約に伴う補償金である。

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
※	※不動産賃貸施設解約に伴う補償金である。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																
<p>※ 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成21年12月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>20,548百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△10,238百万円</td> </tr> <tr> <td>容易に換金可能で価値変動リスクの 僅少な公社債投資信託(有価証券)</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>10,315百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	20,548百万円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△10,238百万円	容易に換金可能で価値変動リスクの 僅少な公社債投資信託(有価証券)	4百万円	現金及び現金同等物	10,315百万円	<p>※ 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成22年12月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>27,471百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△14,939百万円</td> </tr> <tr> <td>容易に換金可能で価値変動リスクの 僅少な公社債投資信託(有価証券)</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>12,536百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	27,471百万円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△14,939百万円	容易に換金可能で価値変動リスクの 僅少な公社債投資信託(有価証券)	4百万円	現金及び現金同等物	12,536百万円
現金及び預金勘定	20,548百万円																
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△10,238百万円																
容易に換金可能で価値変動リスクの 僅少な公社債投資信託(有価証券)	4百万円																
現金及び現金同等物	10,315百万円																
現金及び預金勘定	27,471百万円																
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△14,939百万円																
容易に換金可能で価値変動リスクの 僅少な公社債投資信託(有価証券)	4百万円																
現金及び現金同等物	12,536百万円																

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 195,936千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 17,550千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 提出会社(親会社) 79百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	892	5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	892	5	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	物流事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
①外部顧客に対する営業収益	28,635	2,486	31,121	—	31,121
②セグメント間の内部営業収益 又は振替高	2	66	68	(68)	—
計	28,637	2,552	31,190	(68)	31,121
営業利益	1,892	1,509	3,402	(1,122)	2,279

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	物流事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
①外部顧客に対する営業収益	82,343	7,549	89,893	—	89,893
②セグメント間の内部営業収益 又は振替高	6	163	170	(170)	—
計	82,350	7,713	90,063	(170)	89,893
営業利益	4,449	4,596	9,045	(3,400)	5,645

(注) 事業区分の方法は、当社及び連結子会社が経営管理上採用している区分によっており、各区分に属する主要な業務は次のとおりである。

物流事業……………倉庫、港湾運送、国際輸送、陸上運送等の各業務

不動産事業……………事務所及び土地等の賃貸、管理業務

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
①外部顧客に対する営業収益	29,234	1,887	31,121	—	31,121
②セグメント間の内部営業収益 又は振替高	179	1,063	1,242	(1,242)	—
計	29,413	2,950	32,364	(1,242)	31,121
営業利益	3,163	238	3,402	(1,122)	2,279

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
①外部顧客に対する営業収益	83,617	6,276	89,893	—	89,893
②セグメント間の内部営業収益 又は振替高	469	2,829	3,299	(3,299)	—
計	84,087	9,105	93,192	(3,299)	89,893
営業利益	8,680	364	9,045	(3,400)	5,645

(注) 1. 国又は地域の区分は、主な国又は地域のそれぞれの属する営業収益の金額が少額のため、その他の地域で一括して記載している。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域
その他の地域・・・アジア、ヨーロッパ、北米

【海外営業収益】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

海外営業収益が連結営業収益の10%未満のため、記載を省略している。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は、国内及び海外の子会社等と連携し、倉庫業、港湾運送業、国際輸送業、陸上運送業ほかの「物流事業」を展開する一方、本社に専門の部署を設置し、保有不動産の有効活用を中心として、不動産賃貸業や不動産販売業等の「不動産事業」を推進している。なお、「物流事業」の各業務は、いずれも総合物流業の一環として、相互に関連しており、経営管理上は不可分なものとして扱っている。

従って、当社は、営業体制を基盤としたサービス別のセグメントから構成されており、「物流事業」及び「不動産事業」の2つを報告セグメントとしている。

2. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	物流事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客に対する営業収益	90,981	7,511	98,493	—	98,493
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	6	310	317	△317	—
計	90,988	7,822	98,810	△317	98,493
セグメント利益	5,738	4,463	10,201	△2,717	7,484

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	物流事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客に対する営業収益	30,939	2,495	33,434	—	33,434
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	2	109	111	△111	—
計	30,941	2,604	33,546	△111	33,434
セグメント利益	1,905	1,511	3,416	△866	2,550

(注) 1. セグメント利益の調整額（当第3四半期連結累計期間△2,717百万円、当第3四半期連結会計期間△866百万円）には、各報告セグメントに配分していない全社費用（当第3四半期連結累計期間△2,797百万円、当第3四半期連結会計期間△948百万円）が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る費用である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

「不動産事業」セグメントにおいて、借地権の減損損失を計上している。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結会計期間においては、1,431百万円である。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用している。

(資産除去債務関係)

当社グループは、建築材料に石綿を使用した建物を所有し、当該建物の解体時において、法令の定める方法により石綿を適切に除去する債務を有しているが、当該建物のうち一部の物件を除いては、今後、適切な維持管理を行いながら、使用を継続する予定である。また、当社グループは、不動産賃貸契約に基づく契約終了時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ、移転等の予定もない。従って、いずれについても債務の履行時期を予測することが難しく、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1 株当たり純資産額	617.60円	1 株当たり純資産額	616.54円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	17.56円	1 株当たり四半期純利益金額	22.58円
		潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	22.58円

(注) 1. 前第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2. 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	3,131	4,028
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	3,131	4,028
期中平均株式数 (千株)	178,399	178,393
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 7.05円	1株当たり四半期純利益金額 4.15円 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 4.15円

- (注) 1. 前第3四半期連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。
2. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,257	740
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,257	740
期中平均株式数(千株)	178,398	178,389
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はない。

2【その他】

平成22年11月5日開催の取締役会において、平成22年9月30日現在の株主名簿に記録された株主又は登録質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払うことを決議した。

中間配当金の総額 892,013,655円

1株当たりの額 5円

支払請求権の効力発生日ならびに支払開始日 平成22年12月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社住友倉庫

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 研了 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前田 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社住友倉庫の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社住友倉庫及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

株式会社住友倉庫

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 研了 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社住友倉庫の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社住友倉庫及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。